

## 介護保険料決定通知書、後期高齢者医療保険料決定通知書、国民健康保険税納税通知書を送付します

### ■介護保険料（7月上旬発送）

#### 令和8年度の保険料額

段階	月額	年額
第1	1,596円	19,100円
第2	2,716円	32,500円
第3	3,836円	46,000円
第4	5,040円	60,400円
第5	5,600円	67,200円
第6	6,720円	80,600円
第7	7,280円	87,300円
第8	8,400円	100,800円
第9	9,520円	114,200円
第10	10,640円	127,600円
第11	11,760円	141,100円
第12	12,880円	154,500円
第13	13,440円	161,200円

被保険者および同一世帯員の前年の所得金額や年金受給額により段階が決定します。

### ■後期高齢者医療保険料（7月中旬発送）

#### 令和8年度の保険料率など（）は令和7年度

区分	医療分	子ども・子育て分
所得割率	9.12% (9.28%)	0.25%
均等割額	52,200円 (47,400円)	1,370円
賦課限度額	85万円 (80万円)	21,000円

#### ●軽減制度

世帯主と加入者の前年中の所得に応じて保険料が軽減されます。

### ■国民健康保険税（7月中旬発送）

#### 令和8年度の税率など（）は令和7年度

	医療給付費	後期高齢者支援金	介護納付金	子ども・子育て分
所得割額	6.64% (6.8%)	2.84% (2.8%)	2.27% (2.0%)	0.26%
均等割額	29,000円 (23,000円)	12,300円 (9,600円)	11,600円 (9,400円)	1,179円
平等割額	19,000円 (22,000円)	8,100円 (7,000円)	5,800円 (4,800円)	749円
18歳以上均等割	-	-	-	67円

#### ●賦課限度額

（）は令和7年度

限度額（総額）	113万円 (109万円)
医療給付費	67万円 (66万円)
後期高齢者支援金	26万円 (26万円)
介護納付金	17万円 (17万円)
子ども・子育て分	3万円

※賦課限度額の増額は、賦課限度額に達していない世帯の税額計算には影響ありません。

#### ●納税義務者

納税義務者は世帯主です。税額は世帯の加入者全員分が合計されます。世帯主が国民健康保険に加入していなくても、同じ世帯に国保加入者がいる場合は世帯主あてに納税通知書が届きます。

#### ●低所得者軽減制度が拡大されます

世帯主と加入者の前年中の所得に応じて税額が軽減されます。軽減は自動的に適用されるので申請は不要です。ただし、世帯主と加入者の中に所得の申告をしていない方がいると軽減が受けられない場合があります。

（）内は令和7年度基準

軽減割合	世帯所得
7割	43万円
5割	43万円+31 (30.5) 万円×国保加入者数
2割	43万円+57 (56) 万円×国保加入者数

#### ●未就学児の均等割が減免されます

令和2年4月2日以降に生まれた未就学児の均等割の半額が減免されます。減免は自動的に適用されるので申請は不要です。

#### ●非自発的失業者軽減制度

倒産や解雇など、自己都合ではない離職により国民健康保険に加入した方のうち、雇用保険を受給している65歳未満の方は、軽減制度があります（申請が必要です）。適用期間は離職した年度と翌年度の2年度分です。昨年度分から適用開始された方は今年度も適用されるため、再申請は不要です。

#### ●産前産後期間が軽減されます

出産日または出産予定日の前月から4カ月間、出産する方の所得割と均等割が免除となります。ただし、平等割もあるため、税額が0円になるわけではありません。母子手帳を持参し、税務課窓口で申請ください。

#### ●子ども・子育て支援金制度について

令和8年度から国民健康保険税・後期高齢者医療保険料において子ども・子育て支援金制度が始まります。詳しくは市ホームページ、または通知書に同封するチラシをご覧ください。

☎税務課 ☎22-1313

宮城県後期高齢者医療広域連合 ☎022-266-1021

## 避難行動要支援者名簿への登録申請はお済ですか？

～逃げ遅れゼロ いざというとき、お互いを助け合うことのできる地域へ～

☎福祉課 ☎22-1400

本市では、災害対策基本法に基づき、災害が発生したとき自力での避難が困難な高齢者や障害のある方々の避難支援のため、本人または家族などからの申請・同意に基づき避難行動要支援者名簿を作成しています。

### どんな制度？

支援を希望される方の「避難行動要支援者名簿」を、市と避難支援等関係者（自治会・自主防災組織、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、警察署、消防署、消防団、医師会）が日頃から共有することで、災害時の安否確認や避難誘導などに役立つ制度です。

### 名簿へ登録できる方

次に挙げる在宅の方です。なお、登録には支援を希望される方の住所・氏名など支援に必要な個人情報を、避難支援等関係者へ提供することに同意が必要です。

- ・65歳以上の高齢者でひとり暮らしの方（自力避難が困難な方）
- ・高齢世帯のみの方
- ・要介護3以上の方
- ・身体障害者1級、2級の方
- ・療育手帳A判定の方
- ・精神保健福祉手帳1級の方
- ・指定難病患者の方
- ・上記のほか災害時に支援を必要とする方

### 登録申請の方法

登録申請先は、お住まいの地域の自治会長、民生委員・児童委員または福祉課です。登録申請先や市公式ホームページにある申請用紙に、本人または家族などが必要事項を記入し提出してください。

※ご注意ください

支援は、任意の協力であり、名簿への登録によって災害時の支援を保証するものではありません。また、避難支援等関係者は、要支援者の避難誘導に関してその責任を負うものではありません。ご理解のうえご登録ください。

災害はいつ起こるかわかりません。地震などの大きな災害では、消防や警察などの救助がすぐに来るとは限りません。

そのようなときに備え、日頃から「災害時は自らの身を守り、お互いを助け合う」自助・共助の心構えを持つことが大切です。



白石市公式ホームページ